

(仮称)盛岡広域ごみ処理施設の整備・運営事業に係る PFI 等導入可能性調査及び事業者選定等アドバイザー業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和 6 年 4 月 26 日

盛岡広域環境組合 管理者 内 舘 茂

## 1 事業の概要

### (1) 名称

(仮称)盛岡広域ごみ処理施設の整備・運営事業に係る PFI 等導入可能性調査及び事業者選定等アドバイザー業務委託

### (2) 目的

盛岡広域環境組合（以下「本組合」という。）では、現在基本構想に基づき、(仮称)盛岡広域ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の諸条件等を取りまとめた施設整備基本計画を策定しているところである。

本業務は、本施設に係る最適な事業方式を検討・評価するとともに、整備・運営する事業者を選定するための支援を行うことを目的とする。また、併せて整備予定地の都市計画決定に係る手続等の各種支援を行うこととする。

### (3) 委託内容

- ・ PFI 等導入可能性調査業務
- ・ 事業者選定等アドバイザー業務

※詳細は、別紙仕様書のとおり。

### (4) 委託者

盛岡広域環境組合 管理者

### (5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、PFI 等導入可能性調査業務は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### (6) 提案上限額

55,930,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※うち、各年度の支払限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は以下のとおりとする。

- ・ PFI等導入可能性調査業務 (令和 6 年度) : 6,940,000円
- ・ 事業者選定等アドバイザー業務 (令和 6 年度) : 4,899,000円  
(令和 7 年度) : 29,394,000円  
(令和 8 年度) : 14,697,000円

## 2 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公募による手続の開始から契約締結までの期間に、本組合を構成する市町における入札参加資格停止等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (3) 「令和 6・7 年度盛岡市市営建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない者であること。
- (6) 本公募において、他の提案者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一公募への参加は認めないものとする。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項ないし第 6 号までに該当する者、若しくは該当する者と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。以下同じ。）に地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が発注する、エネルギー回収型廃棄物処理施設（100 t / 日以上に限る。以下同じ。）に係る PFI 等導入可能性調査業務について、元請として完了した実績を有する者であること。
- (9) 過去 10 年間に地方公共団体が発注する、エネルギー回収型廃棄物処理施設の PFI 又は DBO 方式による整備に係る事業者選定アドバイザー業務について、元請として完了した実績を有する者であること。
- (10) 本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。なお、各技術者は、提案者と 1 年以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。
  - ア 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。照査技術者は、管理技術者との兼任は認めない。
  - イ 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有する者とする。また、平成 26 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体が発注するエネルギー回収型廃棄物処理施設

の新規整備に係る PFI 又は DBO 方式による事業者選定アドバイザー業務を 1 件以上完了した実績を保有する者であること。

ウ 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格を有する者であること。

エ 担当技術者のうち PFI 等導入可能性調査を担当する者は、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門の廃棄物分野）の資格を有し、かつ人口 10 万人以上の地方公共団体（一部事務組合等にあつては管内合計で 10 万人以上とする。）が発注する本業務と同種業務の経験を 1 件以上保有する者であること。

### 3 担当部署

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町 2 番 18 号

盛岡広域環境組合 施設課

電話番号 : 019-681-0753 (直通)

ファックス : 019-623-5553

電子メール : sisetu@morioka-env.jp

### 4 公募資料等の交付

(1) 交付期間 : 公告の日から令和 6 年 5 月 31 日 (金) まで

(2) 交付方法 : 本組合のホームページからファイルをダウンロードすること。

### 5 質問の受付及び回答

本公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第 9 号）に必要事項を記入の上、「3 担当部署」電子メール宛てにワードファイルで送信し提出すること。また、送信後に電話により着信の確認を行うこと。なお、受付期間を過ぎた後に送信されたものについては、回答を行わない。

#### (1) 質問受付期間

公告の日から令和 6 年 5 月 10 日 (金) 午後 5 時まで

#### (2) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問事項と回答を取りまとめて、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 6 年 5 月 17 日 (金) (予定) までに本組合のホームページで公表する。

※電話又は口頭での対応は行わない。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とすることがある。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

### 6 提出書類及び提出期限等

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限 : 令和 6 年 5 月 31 日 (金) 午後 5 時まで

(2) 提出先 : 上記 3 に同じ

(3) 提出方法 : 持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留）により提出

※提出期限までに電話により提出書類の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※本組合は、郵便及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

#### (4) 提出書類

項番	提出書類	様式	部数
1	参加表明書	様式第1号	1部
2	提案者情報書	様式第2号	1部
3	業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書 (任意様式) を添付すること。	様式第3号	1部
4	予定技術者経歴書 (管理技術者、担当技術者) ※資格証明書及び技術者が提案者と恒常的な雇用がされていることを確認できる書類 (任意様式) を添付すること。	様式第4号 様式第5号	1部
5	提案書 (添書)	様式第6号	1部
6	提案書	実施方針及び具体的内容について	任意様式
7		実施体制について	様式第7号
8		業務工程表	任意様式
9		課題	様式第8号
10	見積書 ※提案上限額以内の見積金額を記載すること。	任意様式	1部
11	見積内訳書 ※年度ごとに、業務・項目・数量・単価等が分かるように記載すること。	任意様式	
12	質問書	様式第9号	—

#### (5) 留意事項

参加表明後に辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を持参又は郵送により提出すること。提出期限は令和6年5月31日 (金) 午後5時までとする。

#### 7 選定方法

事業者の選定については、提案者から提出された書類について、あらかじめ担当部署において、本プロポーザル実施要領に定める資格要件を満たしているか審査した上で、本プロポーザル評価員 (本組合構成市町職員) により、本プロポーザル評価基準に基づき評価を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、原則として本公募から辞退したものとする。

(1) 書類審査

提案書について本プロポーザル評価基準に基づき審査を行う。なお、前述の「2 提案者の資格要件」を満たす者が4者を超えた場合は、書類審査において上位4者を選定し、その者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、4者以下の場合はすべての提案者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

提案者が1者のみの場合であっても同様に本プロポーザル評価員において契約候補者としての適否を審査するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本プロポーザル評価基準に従い採点を行う。

8 契約候補者の決定及び選定結果の通知

(1) 契約候補者の決定

本プロポーザル評価員による評価の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、本プロポーザル実施要領に定める評価方法により契約候補者を選考する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに電子メール等にて通知する。なお、契約候補者及び次点順位者については、本組合のホームページにおいて公表するものとする。

※審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

※提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 その他

(1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出書類の返却は行わない。なお、提出書類は、盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例（令和5年条例第23号）に基づき、開示等を行う場合がある。

(3) 提出書類等の内容について、必要に応じ関係機関に照会する場合がある。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(5) 詳細は、本プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。

(6) 不測の事態により、本プロポーザルの日程やヒアリング方法等の必要な項目の変更を行う場合がある。